

サービスの種類による用途判定（高齢者等社会福祉施設）

公的機関が指定・監督を行う主なサービスの種類（指定通知書、受理書又は認可証）

用途	(6) 項ロ	(6) 項ハ
サービスの種類の名称	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 指定短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 軽費老人ホーム・ケアハウス 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護（デイサービス） 老人福祉センター 老人介護支援センター 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 有料老人ホーム 軽費老人ホーム・ケアハウス

※ この表はあくまで項判定の目安とし、用途判定指針本文を確認するとともに、確実に実態を調査して用途判定を行うこと。

なお、有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設については、避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるものに限る。